

🌸 減免・軽減制度

学校給食費等助成金

町では、児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実に資するとともに、子育て支援の拡充を図るため、学校給食費等の助成金を交付しています。

- 対象者 児童・生徒の保護者であって、保護者および児童・生徒が住民基本台帳に記録されている者
- 申請方法 ・町内の小中学校に在籍する児童・生徒の方は、学校から申請書兼委任状を配布しますので、ご記入のうえ学校長へ提出してください。
・特別支援学校及び町外の小中学校に在籍する児童・生徒の方は、申請書兼請求書を送付しますので、ご記入のうえ生涯教育課へ提出してください。
- 助成金支払 ・町内の小中学校に在籍する児童・生徒の方は、毎月、学校給食費相当分を助成金として学校長に支払います。
・特別支援学校及び町外の小中学校に在籍する児童・生徒の方は、請求書に記載された口座に振り込みます。

● 問い合わせ窓口 ● 生涯教育課 ☎ 247-1395 (直通)



小中学校就学援助

町内の小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、経済的な理由などにより就学させることが困難な場合、就学に要する費用を援助しています。

- 援助内容 学用品費・校外活動費・新入学児童生徒用品費・修学旅行費・学校給食費・オンライン学習通信費(岐南町から通信接続機器を貸与されている場合)
- 申請先 児童・生徒の通学する学校

● 問い合わせ窓口 ● 各小中学校 羽島郡二町教育委員会 総務課 ☎ 245-1133 (直通)

公立高等学校に係る授業料

- 公立高等学校等就学支援金
県内の公立高等学校に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に対し、授業料を支給します。

● 問い合わせ窓口 ● 在学している学校

私立高等学校等に係る授業料

- 私立高等学校等就学支援金
一定の収入額未満の世帯の生徒に対し、公立高等学校の授業料相当額を一律に助成するとともに、保護者等の収入に応じて一定額を上乗せして助成します。
- 私立高等学校等授業料軽減補助金
保護者等の収入に応じて私立高等学校等就学支援金に上乗せして助成します。

● 問い合わせ窓口 ● 在学している学校